

市民後見人No.97

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.107)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0003 東京都品川区八潮5-9-11 区民活動交流施設「こみにゆていぶらざ八潮」協働推進室内

TEL : 03-5492-7448 (通話専用です／当面、月曜日の10-16時の間対応します)

FAX : 03-5492-7458 (ファックス専用で、受信は24時間対応 できます)

MAIL : npokouken@gmail.com URL : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

総務省が発表した今年9月15日時点の高齢者(65歳以上)人口は3384万人。80歳以上は1002万人で、初めて1000万人を超えたそうです。市民後見人活動の輪をさらに広げていかなければなりません。

■本会事務所、八潮から大井へ■

品川区八潮の区施設「こみにゆていぶらざ八潮」内にある本会事務所の使用期間が来年1月に期限切れとなるため同月までに撤収、2月からは事務局機能の全てを現在小規模な会議などに使っている「大井事務所」(同区大井1-15-1)に移します。八潮の事務所には、2011年2月に入居し本会活動の拠点として使ってきました。区の条例に基づき最長期間の使用となり、撤収止む無しとなりました。

大井の事務所は、品川区社会福祉協議会のご厚意で昨年8月から同協議会品川後見センター分室の一室を借りているものです。ビルの3階で8畳程度のスペースのため多人数が集まるには不向きですが、区役所など行政機関が目と鼻の先で地の利は八潮より優れています。

催し物などは、近くの地域センターなどを効率的に使用していく方針です。

■マイナンバー制度がスタート■

国や自治体を持つ個人情報を共通の番号で結び付け、管理する「マイナンバー法」が10月5日施行されました。国民全員に番号を割り当て、来年1月から行政事務の効率的な活用が始まると言われています。皆さんの世帯にも今月から来月にかけて、12桁の個人番号を記した通知カードが簡易書留で届くようですが、後見人活動をしている会員にお願いします。

書留は、住所登録をしている場所へ送付されます。担当している成年被後見人らが生活している場所と住所届をしている場所が一致している場合は、その場所へ届きますので、本人宅や入居施設などに確認の上、通知カードを保管してください。生活の場と住所届が一致していない場合は先日、事務局で区に届出していますから、事務局で対応します。

被後見人らの確定申告をする場合など、この番号が必要になるそうです。

また、希望者には写真付きの「個人番号カード」を作ることができますが、区の担当者にお聞きしたところ、後見人活動上、被後見人らにとっては、「特に必要ない」と言っています。新制度導入時は、突発的な混乱もありえるので、本会として統一的な対応をしたほうが良いと思います。何かありましたら事務局にご連絡ください。

■臨時福祉給付金の手続きを忘れずに■

平成27年度の住民税が非課税の成年被後見人らを担当している会員にお願い!

今年も、6,000円が支給されますが、28年2月29日までに申請しなければ給付されません。対象者には、区臨時給付金事務センター(西品川の中小企業センター4階)から申請書が原則、住所地へ送付されているはずですが、ご確認ください。(文責・古賀)